

2018年11月28日

本学の留学生の皆さまへ

筑波大学留学生後援会基金
運営委員会委員長 佐藤 忍

賃貸住宅連帯保証事業の終了のお知らせ

筑波大学留学生後援会基金（以下、「後援会基金」という。）では、本学の留学生が民間アパートを借りる際に、個人で連帯保証人を見つけられない場合、（公財）日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償への加入を条件に連帯保証人となる賃貸住宅連帯保証事業を実施してまいりましたが、本事業を2019年2月28日をもって終了することとなりましたので、お知らせいたします。

後援会基金が本事業をはじめた平成15（2003）年当時は、留学生が連帯保証人を個人で探すことは非常に困難で負担が重いものでしたが、現在では外国人を対象に保証サービスを行う民間の保証会社が増え、保証料を支払うことにより賃貸保証を受けることが可能となりました。また、大学周辺の不動産仲介会社にも、これらの民間保証会社との提携が広がっていることから、後援会基金では賃貸住宅連帯保証事業を終了することといたしました。

【重要】

1. 今後の後援会基金による受付について

後援会基金による連帯保証申請（新規・更新）は、以下の条件で2019年2月28日（木）17:00まで受け付けます。同日までに申請を受け付けた連帯保証は、留学生住宅総合補償の補償期間が終了するまで後援会基金で保証を継続します。

- ①新規申請：2019年3月31日（日）までに契約手続きと入居を完了する物件
- ②更新申請：更新に伴う新しい契約期間が2019年3月31日（日）までに開始する物件

2. 民間の保証会社への申込み方法について

2019年3月1日以降は、民間の保証会社への申込みが必要となります。留学生の皆さんが保証会社を探す必要はありません。希望する物件の不動産仲介会社と提携している民間の保証会社に申し込んでください。また、同時に火災保険（借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険を含む）に加入する必要がありますので、併せて不動産仲介会社で加入手続きを行ってください。

なお、民間の保証会社への申込みの際に、日本国内の緊急連絡先が必要となりますが、緊急連絡先が見つからない場合は、後援会基金事務局（学生部学生交流課・学生会館C棟2階210）にご相談ください。

3. 2019 年度に新入生となる留学生の皆さま

2019 年 4 月入学の留学生が民間アパートを借りる際に保証人を探される場合は、民間の保証会社への申込みが必要となります。上記 2. により、希望する物件の不動産仲介会社と提携している民間の保証会社に申し込んでください。

本件に関する問い合わせ先

筑波大学留学生後援会基金事務局（学生部学生交流課内）

Tel: 029-853-6062

Fax:029-853-6204

E-mail: ryu-kondan#un.tsukuba.ac.jp（「#」を「@」に置き換えてください）